

## 令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経渃状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化」推進、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な観点として、介護報酬改定を実施。

厚生労働省 ひとくじょくじゅうじょう Ministry of Health, Labour and Welfare	告示改正
社会保険審議会 介護給付費分科会 第239回 令和6年1月22日	資料1



## 令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
- ▶ 6月1日施行とするサービス
- 訪問看護
  - 訪問リハビリテーション
  - 居宅看護管理指導
  - 通所リハビリテーション
- ▶ 4月1日施行とするサービス
- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率は令和6年6月1日施行とされたことを踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認める改正是、令和6年4月1日施行とする。
- 上記以外のサービス
- ▶ 全和6年8月1日施行とする事項
- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
- 多床室の室料負担

## 令和6年度介護報酬改定の主要な事項について



### 基本報酬の見直し

概要	告示改正
○ 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、他の改定率として、賞上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。 ○ これを踏まえて、介護職員以外の質上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。	令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

- 令和6年度介護報酬改定について、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賞上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賞上げ効果や、光熱水費の基準費用額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加える割合は、今般新設の創設に当たっては、+45%相当の改定となる。
- 既存の加算改定分は、令和6年度に追加措置する新たな処遇改善加算の創設に当たっては、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

## 訪問看護 基本報酬

### 1. (3) ① 専門性の高い看護師による訪問看護の評価

#### 概要 【訪問看護★、看護小規模多機能型居宅介護】

単位数	○ 指定訪問看護ステーションの場合	訪問看護	介護予防訪問看護
<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
313単位	314単位	302単位	303単位
470単位	471単位	450単位	451単位
823単位	824単位	792単位	794単位
1,125単位	1,128単位	1,087単位	1,090単位
293単位	294単位	283単位	284単位
<現行>	▲	<改定後>	▲
なし			

#### 算定要件等

○ 病院又は診療所の場合 1	<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
・20分未満	265単位	266単位	255単位	256単位
・30分未満	398単位	399単位	381単位	382単位
・30分以上1時間未満	573単位	574単位	552単位	553単位
・1時間以上1時間30分未満	842単位	844単位	812単位	814単位
○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき)	<現行>	<改定後>	▲	▲
	2,954単位	2,961単位		

#### 算定要件等

○ 医療ニーズの高い訪問看護利用者が増ええる中で、適切かつより質の高い訪問看護多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行なうことと評価する新たな加算を設ける。【告示改正】
● 単位数
<現行>
なし
<改定後>
▲
250単位/月 (新設)

### 1. (4) ③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

#### 概要 【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行なう。【告示改正】
● 単位数
<現行>
ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月
<改定後>
▲
2,500単位/死亡月 (変更)

#### 算定要件等

○ 初回加算 (I) (新設)
● 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(II) を算定している場合は、算定しない。
<現行>
初回加算 (I) 350単位/月 (新設)
初回加算 (II) 300単位/月
<改定後>
▲
ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月 (変更)

○ 初回加算 (II) (新設)
● 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(I) を算定している場合は、算定しない。
<現行>
ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月
<改定後>
▲
ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月 (変更)

## 1. (4) ④ 情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価

### 3. (3) ③ 訪問看護等における24時間対応体制の充実

#### 概要 【訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護】

- 離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、タミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の評価を新たに設ける。【告示改正】

#### 概要 【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における24時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
緊急時訪問看護加算	600単位/月	600単位/月	緊急時訪問看護スチーリングの場合	600単位/月	緊急時訪問看護スチーリングの場合	600単位/月
指定訪問看護所の場合	325単位/月	325単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月	315単位/月	一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月	一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月
介護看護事業所の場合	325単位/月	325単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月

算定要件等	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	574単位/月	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅰ)	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅰ)	574単位/月
指定訪問看護スチーリングの場合	315単位/月	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月
介護看護事業所の場合	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月

算定要件等	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位/月	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅱ)	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅱ)	574単位/月
指定訪問看護スチーリングの場合	315単位/月	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月
介護看護事業所の場合	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月

算定要件等	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
緊急時訪問看護加算(Ⅲ)	574単位/月	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅲ)	574単位/月	緊急時訪問看護スチーリング(Ⅲ)	574単位/月
指定訪問看護スチーリングの場合	315単位/月	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月	病院又は診療所の場合	315単位/月
一体型定期巡回・随時対応型訪問	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月
介護看護事業所の場合	315単位/月	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月	介護看護事業所の場合	315単位/月



## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいすれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	

単位数	<現行> なし △ 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス	<改定後> なし △ 業務継続計画未実施減算 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) ※ 平成18年度に施設・居住系サービス毎に身体拘束禁止未実施減算を導入した際は、5単位日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度（日・回）の減算となる。
-----	---	--

算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合 (新設) ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従事者に周知徹底を図ること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び公表、事業所にている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援に係る連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、異なる別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、異なる別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。
-------	---

### 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等	○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるように、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。
-------	--

### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

算定要件等	○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しをを行う。 ア 短期入所系サービス及び多機能系サービス（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施、担当者の指置が講じられない場合）、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施、担当者の指置が講じられない場合）または、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられない場合の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すること。 イ 訪問系サービス、通所系サービス及び居宅介護支援について、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
-------	---

### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

算定要件等	○ 短期入所系サービス（ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、訪問系サービス★）
-------	---

算定要件等	○ 身体的拘束等の適正化を図る観点から、以下の見直しをを行う。 ア 短期入所系サービス及び多機能系サービス（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施、担当者の指置が講じられない場合）、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施、担当者の指置が講じられない場合）または、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられない場合の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すること。 イ 訪問系サービス、通所系サービス及び居宅介護支援について、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
-------	--

基準	○ 短期入所系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。 ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。 ・ 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
----	--

基準	○ 訪問系サービス、通所系サービス及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。 ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。 ・ 身体的拘束等を行う場合には、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
----	--

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 2. (1) ⑯ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

#### 概要

【訪問介護、訪問看護★】  
時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護及び定期入所療養介護★、短期入所生活介護★、訪問リハビリテーション★、訪問看護★、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、定期入所生活介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護による利用者の口腔の状態の確認により過切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。  
【告示改正】

単位数  
<現行>  
なし  
<改定後>

△  
身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)  
※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日を減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方法が異なることを踏まえ、定期入所・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の算定となる。

#### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組状況を追加する。また、指定管理者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。



### 3. (2) ① テレワークの取扱い

#### 概要

【全サービス (居宅療養管理指導★を除く。)】

- 入員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求める職種のテレワークに関する職種のテレワークに関する職種のテレワークに關して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないことを前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、精神通所介護、定期巡回・点検型特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護★、短期対応型訪問介護★、認知症対応型共同生活介護★、認知症対応型特定施設入居者生活介護★、介護老人保健施設】  
機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護★、介護老人保健施設】

○ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○ 介護職員等の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び算率を組み合わせた4段階の「介護職員等支遇改善加算」を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

※ 本化後の加算については、事業所での柔軟な職種間配分を認めることとし、各区分の要件として、職員の常勤換算職員数に基づき設定。

単位数	○ 介護職員等支遇改善加算を除く加算算算後からの総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。	介護職員等支遇改善加算			
		I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	
認知症対応型通所介護★	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	
小規模多機能型特定施設入居者生活介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	
認知症対応型共同生活介護★	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	
介護医療院・短期入所療養介護（病院等）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	
	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	

(注) 令和6年度末までの経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようになりますが、事業所内で柔軟な配分を認める。

### 全サービス共通

#### 改定事項

- 訪問看護 基本報酬
  - ① 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価★
  - ② 1(3)⑦円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進★
  - ③ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
  - ④ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
  - ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
  - ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
  - ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
  - ⑧ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
  - ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い★
  - ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実★
  - ⑪ 3(3)④訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★
  - ⑫ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化★
  - ⑬ 4(1)②理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★
  - ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の見直し★
  - ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

#### 1. (3)訪問看護

- 訪問看護 基本報酬
  - ① 新加算（Ⅰ）に加え、以下の要件を満たすこと。  
・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護職員は30名以上）
  - ② 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。  
・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上  
・職場環境の更なる改善、見える化【見直し】
  - ③ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。  
・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
  - ④ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。  
・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備  
・資金体系等の整備及び研修の実施等

※：加算算算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改算額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

- 本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分を求める。
- 本化後の新加算率（※）

新加算率（※）	24.5%
既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	
対応する現行の加算等	新加算の趣旨
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（2.4%）	事業所内の経験・技能のある職員を充実
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（13.7%）	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（16.3%）	資格や経験の仕組みの整備
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（11.3%）	介護職員の基本的スキルアップ等

- 本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分を求める。
- 本化後の新加算率（※）

新加算率（※）	24.5%
既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	
対応する現行の加算等	新加算の趣旨
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（2.4%）	事業所内の経験・技能のある職員を充実
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（13.7%）	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（16.3%）	資格や経験の仕組みの整備
a. 処遇改善加算（I） b. 特定援助加算（II） c. ベースアップ等支援加算（11.3%）	介護職員の基本的スキルアップ等